

有効期間満了日 令和5年3月31日

熊生企第956号

令和元年12月18日

「電話で『お金』詐欺」による広報啓発について（通達）

全国的に使用されている「特殊詐欺」という用語について、本県警察においては、「特殊詐欺」から「振り込め詐欺等」への用語の整理について（通達）」（平成29年10月23日付け熊生企第985号。以下「旧通達」という。）により、県民に対する広報啓発を実施する際には「振り込め詐欺等」という用語を使用しているところであるが、本年11月末現在、被疑者が被害者から詐取等する手段は、現金やキャッシュカードを直接受け取りに来るいわゆる「手交型」や電子マネーを利用して詐取するものが大半を占めており、いわゆる「振り込み型」は認知件数の約15パーセントと少数となるなど、現状が名称と一致しない状況にある。

さらに、被害者の7割以上が自宅の固定電話や携帯電話を介して欺罔され、被疑者との会話で「お金」の文言があり、「電話」・「お金」がキーワードとなっていることから、特殊詐欺の広報啓発に伴う用語にあつては、令和2年1月1日から

「振り込め詐欺等」から「電話で『お金』詐欺」に変更

して広報啓発することにより一層の被害抑止効果を高めることとするので、その普及に努めるとともに、今後の活動において誤りのないようにされたい。

なお、本通達の実施をもって、旧通達は廃止する。